

令和6年度 JR 桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業
公募型プロポーザル募集要領

生野区役所
天王寺区役所

1 事業名称

令和6年度 JR 桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業
(生野区・天王寺区コミュニティビジネス事業)

2 事業の目的等

大阪市では、複雑多様化する地域社会が抱える課題を解決するために行う公共性の高いサービスについて、行政が中心となって担うのではなく、行政や市民、地域団体、企業などさまざまな活動主体との多様な協働（マルチパートナーシップ）による取組みを進め、活力ある地域社会づくりをめざしています。

本事業は、そのような活力ある地域社会をめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図るため、JR 桃谷駅周辺地域における自転車利用の適正化事業を、地域資源を活かして地域課題の解決に取り組む住民参加型のコミュニティビジネスの手法により実施するものです。

3 内容

本事業の具体的な業務内容については、別添「仕様書」を参照してください。

なお「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて仕様を追加・変更し契約締結を行うものとします。

事業予定者となった後に、追加・変更する業務内容については本市と協議のうえ定めることとします。

4 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 委託費用（予定価格）

上限を 2,353,760 円（消費税等を含む）とします。受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しません。

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。（*1 *2 参照）
- (2) 消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない団体であること。
また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に

掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(6) 共同体で申請する場合は、上記(1)から(5)の条件を満たす団体同士の場合とし、以下の要件も満たさなければならない。

ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。
なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ プロポーザル参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は、認めない。

ウ 構成員すべての事業者が上記(1)～(5)の基準をすべて満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ プロポーザル参加申出書の提出時に共同体の協定書（別紙1）の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

(7) 「公募型プロポーザル説明会」に出席すること。

*1 第六百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

*2 第六百六十七条の十一 第六百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第六百六十七条の

五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第六十七條の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

7 スケジュールおよび応募の手続き

(1) スケジュール

・公募開始	令和5年12月25日(月)
・説明会参加申込書の提出期限	令和6年1月9日(火)
・説明会	令和6年1月15日(月)
・質問受付締切	令和6年1月17日(水)
・質問に対する回答	令和6年1月29日(月)
・参加申出書及び企画提案書の提出期限	令和6年2月2日(金)
・参加指名通知	令和6年2月9日(金)
・選定委員会(プレゼンテーション)	令和6年2月22日(木)
・選定結果通知	令和6年3月上旬
・契約締結、事業開始・事業完了	契約締結日～令和7年3月31日

(2) 公募型プロポーザル説明会

ア 日 時 令和6年1月15日(月)午後2時00分から(午後1時30分から受付け開始)

イ 場 所 生野区役所 5階502会議室

ウ 受付期間 令和5年12月25日(月)から令和6年1月9日(火)

(午前9時30分～正午、午後1時～午後5時) ※土曜日、日曜日、祝日を除きます

エ 提出方法

説明会参加申込書(別紙2)に記入の上、本要項第12項に記載の「提出先、問合せ先」まで持参もしくはEメールにより提出すること。

E-mail : ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp

オ その他 説明会への参加が応募の必須条件としているため、応募団体は必ず参加すること。

(3) 質問の受付

ア 受付期間 令和6年1月15日(月)から令和6年1月17日(水)

イ 質問方法 質問書(様式自由。団体名及び担当者氏名、連絡先を明記)により、本要項第12項に記載の「提出先、問合せ先」までEメールにより提出すること。

E-mail : ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp

ウ 回答日 令和6年1月29日(月)(予定)

エ 回答方法 本市ホームページに回答を掲載

(4) 公募型プロポーザル参加申出書の提出

ア 受付期間 令和6年1月15日(月)から令和6年2月2日(金)

(午前9時30分～正午、午後1時～午後5時) ※土曜日、日曜日、祝日を除きます

イ 提出方法 本要項第12項に記載の「提出先、問合せ先」に必ず持参してください。持参以外の送

付、電話、FAX、インターネットによる提出は受け付けません。

ウ 提出書類 以下のとおり。ただし、令和3年度・令和4年度・令和5年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、下記⑤、⑦、⑧を省略することができるものとする。

- ① 公募型プロポーザル参加申出書（別紙3）
- ② 印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）（発行後3か月以内のものに限ります。）
- ③ 事業者の概要、設立年月日を記載した書類、役員名簿（法人等）
- ④ 定款の写し（法人等。任意団体にあつては、これに相当する書類）
- ⑤ 代表者資格証明書（別紙4）（任意団体）
*代表者を定めたときの議事録の謄本又は抄本又はこれに代わる書類
- ⑥ 事業概要（法人等）（ない場合は省略可）
- ⑦ 直近事業年度の決算書等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳明細書）もしくは連結財務諸表作成会社においては連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書）
（何れも任意団体にあつては存在する相当書類）
※該当する書類がない場合は代替書類を提出してください。
- ⑧ 国税及び市税の未納の税額がないことの証明書の写し（過去2年間。発行後3か月以内のものに限ります）

(5) 企画提案書の提出

ア 受付期間 令和6年1月15日（月）から令和6年2月2日（金）
（午前9時30分～正午、午後1時～午後5時）※土曜日、日曜日、祝日を除きます

イ 企画提案書については、A4判合計10ページ以内とし、以下の項目の記載を必須とする。

- ・「企画提案書」（様式1）
- ・「ア 事業概要」（様式2） ※1枚にまとめること。
- ・「イ 自転車利用適正化事業による地域資源の活用と循環の基本方針」（様式3）
- ・「ウ 協働・提携先団体一覧表」（様式4） ※提携予定も含む。
- ・「エ 「様式3」の基本方針に基づく、違法駐輪対策、自転車盗防止及び自転車利用マナーの向上に向けた啓発業務の実施方法」（様式5）
- ・「オ 同種・類似事業の取組み実績について」（様式6）
- ・経費見積もり（所定の様式なし）

ウ 提出方法 書面及びデータ（CD-R）で持参により提出。

書面：合計10部（正1部、副9部）

副は、申請団体の商号又は名称、代表者氏名などを表示しないように加工すること。企画提案者名が判別できると判断した場合は、提出後、本市で黒塗りする場合があります。

データ（PDFファイル）：CD-R 1枚

申請団体の商号又は名称、代表者氏名などを表示しないように加工すること。また、提出日時点で最新の定義を適用したウィルスチェックを行うこと。企画提案者名が判別できると判断した場合は、修正後、再提出を求める場合があります。

(6) 参加者の指名等

公募型プロポーザル参加指名通知書は、令和6年2月9日（金）付けで交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

(7) 参加の無効等

提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とする。

(8) プレゼンテーション

ア 開催月日 令和6年2月22日（木）

イ 場所 生野区役所 6階大会議室

ウ 実施方法 企画提案書に基づいたプレゼンテーション（説明時間等は別途通知。）

8 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ・ 申込者が本実施要領に示す公募参加の資格などを満たしているかを審査するとともに、別に定める選定会議において、企画提案等の書類審査及びプレゼンテーションについて、求められた企画提案を審査し、別表の「令和6年度 JR 桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業に関する企画提案評価表」に基づき総合的に審査を行い、最も優れた者を受託予定者として選定する。なお、最高点の者が複数者いる場合は、委員の合議により最優秀提案事業者を決定する。
- ・ 選定されなかった理由については、その説明を求めることができます。説明を求めようとする者は、別途、選定結果通知の中で指定する期間内に大阪市生野区役所地域まちづくり課まで書面（別紙5）により申し出てください。

（午前9時30分～正午、午後1時～午後5時）※土曜日、日曜日、祝日を除きます

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 要項に違反又は著しく逸脱した場合

エ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

オ 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

カ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に本要項第6項「参加資格」の要件に該当しなくなった場合

キ 経費見積もり金額が本要項第5項の委託金額を上回っている場合

ク 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談すること
 - ・事業者提案終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- ケ その他不正行為があった場合

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和6年3月上旬ごろに、すべての応募者に対し文書で通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 契約に関する事項

(1) 契約方法

選定委員会で選定された事業予定者は、提案書に基づき、本市と詳細な内容について協議を行い、正式な業務委託仕様書を提出のうえ、「業務委託契約書（経常型）」（別紙6）により契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

(3) 契約保証金

- ア 契約保証金免除
- イ 保証人 不要

(4) 再委託等

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

10 次順位の繰上げ

事業予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点の候補者が事業予定者に繰り上がるものとする。

1 1 その他

- (1) 企画提案、契約手続きにかかる費用については、応募者の負担とする。
- (2) すべての企画提案書は返却しない。
- (3) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (4) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 申出書類に虚偽の記載をした者並びに大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型企画競争参加は、無効とする。
- (7) 本契約の契約日は令和 6 年 4 月 1 日とする。なお、契約日において本契約にかかる令和 6 年度予算が有効に成立していなかった場合、若しくは著しく減額され、本契約の実施が不可能となった場合については、本市は本契約にかかる取決めを無効とすることができるものとする。

1 2 提出先、問合せ先

〒544-8501

大阪市生野区勝山南 3-1-19

大阪市生野区役所 地域まちづくり課 4 階 44 番

担当者：渡辺、山本

電 話：06-6715-9923

F A X：06-6717-1163

E-mail：ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp

(問い合わせのみ)

大阪市天王寺区役所 市民協働課(安全まちづくり) 3 階 31 番

担当者：松野

電話：06-6774-9899